

## 京都府ふるさと納税返礼品取扱要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、京都府（以下「府」という。）にふるさと納税を行った府外在住の寄附者に対し、返礼品として物品又は役務（以下「返礼品」という。）を提供するに当たり、ふるさと納税制度の活用により、地域の魅力の磨き上げ及び発信強化、地域の担い手と寄附者の交流促進等に寄与することで、京都府及び府内市町村のファンの獲得、地場産業の振興、地域経済における好循環の創出につなげるため、寄附者に返礼品を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び返礼品に関し必要な事項について定めるものとする。

### （登録の申請、変更及び廃止の届出）

第2条 府が返礼品の提供を条件として寄附を受け付けるポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）などを通じた寄附に係る返礼品として提供しようとする返礼品提供事業者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、京都府ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）及び必要な書類を、知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の登録を受けた返礼品提供事業者（以下「登録事業者」という。）がこの要領の定めるところにより返礼品を提供する場合は、京都府ふるさと納税返礼品登録申請書（様式第2号）及び必要な書類を、知事に申請しなければならない。
- 4 知事は、前2項の規定により申請書等の提出があった場合は、適当であると認められる場合は登録を決定し、不適当であると認められる場合は登録を拒否するものとする。この場合において、知事は、京都府ふるさと納税返礼品登録決定・申請拒否・登録取消通知書（様式第3号）を通知するものとする。
- 5 登録事業者は、登録した内容を変更しようとする場合又は登録を廃止しようとする場合は、あらかじめ、京都府ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録変更・廃止届（様式第4号）を速やかに知事に提出しなければならない。

### （登録返礼品の取扱い）

第3条 登録事業者は、返礼品の調達を府が委託している事業者（以下「運営委託事業者」という。）に対して、登録が認められた返礼品（以下「登録返礼品」という。）を提供することができる。

- 2 登録事業者は、登録返礼品の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む）、クレーム、損害賠償請求等が発生した場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、その対応について運営委託事業者に速やかに報告するものとする。
- 3 運営委託事業者は、府との契約及び自らが定める調達の基準等に照らして、登録返礼品を取り扱わないことができる。
- 4 運営委託事業者は、登録事業者に代わって、前条第3項の登録の申請及び同条第5項の届出をすることができる。この場合においては、様式第2号及び第4号と同等の内容を記載した書類等によって申請及び届出をするものとする。

### （返礼品提供事業者の登録要件）

第4条 知事は、第2条第1項の登録の申請があったときは、その登録を受けようとする者が次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、登録するものとする。

- (1) 府内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、府内で生産、製造、加工

又は役務の提供（販売・体験の機会の提供を含む。）を行っている法人その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年総務省告示第179号）第5条第5号に定める返礼品の生産等をしている事業者については、この限りでない。

- (2) 専らふるさと納税の返礼品を提供することを事業としている者でないこと。
- (3) 国税、府税（京都府の府税に限る。）に滞納のないこと。
- (4) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、仕入れ、販売又は役務等の提供を行っていること。
- (5) 府がふるさと納税の企画・運営業務を委託している事業者（以下「運営委託事業者」という。）が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。
- (6) 返礼品の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む。）、クレーム、損害賠償請求等に適切かつ誠実な対応が可能であり、かつ、その対応について運営委託事業者に速やかに報告ができること。
- (7) 府のふるさと納税制度の趣旨を正確に理解し、適切な制度運営のための府及び運営委託事業者の指示等に適切に対応できること。
- (8) 関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこととし、個人情報は返礼品その他法令で認められた場合についてのみ利用すること。
- (9) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第28号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (10) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合に該当しない者であること。
- (11) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (11) 各種の債務につき、次の事由がある場合に該当しない者であること。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て
  - イ 仮差押えその他の保全措置
  - ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）
- (12) 国及び地方公共団体等の入札参加資格が停止されていないこと。
- (13) その他府が定める要件について誓約できること。

#### （返礼品の登録要件）

第5条 返礼品のうち物品の登録は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号の総務大臣が定める基準（以下「総務大臣が定める基準」という。）を満たすものであること。
- (2) 当該物品が、府及び府内市町村の地域の魅力の磨き上げ及び発信強化、地域の担い手と寄附者の交流促進等に寄与することが認められるものであること。
- (3) 府が推進する「もうひとつの京都」エリアを基本とする物品であること。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。
- (5) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものではないこと。
- (6) 関係法令に抵触するものではないこと。
- (7) 業として生産している、又はされたものであって、個人の趣味又は特技により私的に作成した

物品ではないこと。

- (8) 府のふるさと納税の返礼品として物品を取り扱うことについて、生産者、製造者、販売者等の取引関係者の了解が得られているものであること。なお、取引関係者の了解に当たっては、返礼品として物品が取り扱われた場合は、この本条の規定の適用があるほか第7条に基づく実地調査等の対象となることについて必ず了解を得ること。
- (9) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間及び数量を示して供給するものを除く。）。
- (10) 食料品・飲料品については、寄附者に返礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りではないこと。
- (11) キャラクター等を使用する場合等において、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有するときは、権利者の許諾を得ていること。
- (12) その他、第1号に該当するもので、府が実施する事業との関連性を考慮した上で、知事が特別に認めたものであること。

2 返礼品のうち役務の提供の登録は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 総務大臣が定める基準を満たすものであること。
- (2) 当該役務の提供が、府及び府内市町村の地域の魅力の磨き上げ及び発信強化、地域の担い手と寄附者の交流促進等に寄与することが認められるものであること。
- (3) 府が推進する「もうひとつの京都」エリアを基本とする役務の提供であること。
- (4) 公序良俗に反しないものであること。
- (5) 特定の宗教・宗派、思想・信条等に関わるものでないこと（専ら一般的な観光目的のものを除く。）。
- (6) 関係法令に抵触するものではないこと。
- (7) 業として提供している役務であって、個人の趣味又は特技により私的に提供する役務ではないこと。
- (8) 府のふるさと納税の返礼品の役務の提供として取り扱うことについて、取引関係者の了解が得られているものであること。なお、取引関係者の了解に当たっては、返礼品として役務の提供が取り扱われた場合、この本条の規定の適用があるほか第7条に基づく実地調査等の対象となることについて必ず了解を得ること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業、エステ及びそれに類するもの、マッサージ及びそれに類するものではないこと。
- (10) 役務の提供に当たっては、当該役務に係る「利用券」等を発行し寄附者に送付すること。この場合においては、利用券等には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。
- (11) その他、第1号に該当するもので、府が実施する事業との関連性を考慮した上で、知事が特別に認めたものであること。

#### **（返礼品の提供の停止）**

第6条 知事は、登録事業者及び登録返礼品が登録要件を満たさなくなるなど府のふるさと納税の円滑な実施に支障があるおそれがある場合は、ポータルサイト等において返礼品の提供を予告なく停止することができる。

2 登録事業者から一時的に返礼品の提供を中止する旨申出があった場合は、知事又は運営委託事業者は、速やかにポータルサイト等における返礼品の提供を停止する。

**(実地調査等)**

第7条 知事は、登録の決定、申請の拒否、登録の廃止など返礼品の提供の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録事業者に対して、返礼品の業務の実施状況その他必要な事項について、報告を求め、又は実地に調査することができる。

**(登録の取消し)**

第8条 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、予告なく登録を取り消すものとし、登録が取り消された事業者が提供している返礼品の登録も取り消すものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により返礼品提供事業者の登録を受けたとき。

(2) 第4条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(3) その他知事が返礼品提供事業者として適当でないと認めるとき。

2 知事は、登録した返礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、予告なく登録を取り消すものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により返礼品の登録を受けたとき。

(2) 第5条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(3) その他知事が返礼品として適当でないと認めるとき。

3 知事は、前2項の規定により取り消したときは、京都府ふるさと納税返礼品登録決定・申請拒否・登録取消通知書(様式第3号)を通知するものとする。

**(寄附金額)**

第9条 寄附金額は、調達価格、送料等の経費を考慮し、総務大臣が定める基準を踏まえ、知事が定める。

**(補足)**

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

2 この要領に基づき知事に提出すべき書類の作成及び提出等に要する費用は、返礼品提供事業者が負担する。

**附 則**

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

**【様式】**

(様式第1号) 京都府ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書

(様式第2号) 京都府ふるさと納税返礼品登録申請書

(様式第3号) 京都府ふるさと納税返礼品提供事業者又は返礼品(登録決定・申請却下・登録取消)通知書

(様式第4号) 京都府ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録(変更・廃止)届

(両面印刷)

(様式第1号)

年 月 日

京都府ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書

京都府知事 様

「京都府ふるさと納税返礼品取扱要領」(以下「要領」という。)に基づき、以下のとおり返礼品提供事業者の登録を申請し、要領及び以下の誓約事項(裏面参照)について誓約します。

(1) 申請者情報

法人・団体の名称
本社・本店等の住所
〒 ー
代表者役職・氏名(ふりがな)・生年月日
府内支社・支店・事業所等の名称、屋号又は商号
府内支社・支店・事業所等の住所
〒 ー
府内支社・支店・事業所等の責任者の役職・氏名(ふりがな)
担当者氏名(ふりがな)・電話番号・電子メールアドレス

(2) 添付書類

- 税金の滞納がないことの証明書(国税・府税) 原本各1部  
※納税証明書
- その他必要に応じて府が指示する書類

※ 個人の場合、自署によらない場合は、記名・押印すること。法人・団体の場合、当該登録申請及び誓約について権限のある役職者の記名部分に押印すること。

お預かりした個人情報は、「京都府ふるさと納税返礼品取扱要領」に定める事務にのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(裏面)

〔誓約事項〕

- 1 要領に基づく申請書、提出資料等、全て事実と相違なく、要領に定める要件を全て満たしており、要領に定める事項（改正後の要領も含む。）を遵守します。
- 2 要領の要件の確認のため、納税の状況、暴力団との関係、返礼品等の生産、製造等の状況など、関係機関（取引関係者も含む。）に対して府が必要な調査を行うことについて同意します。また、京都府から各種書類の提出を求められた場合は、速やかに提出いたします。特に、暴力団との関係については、次の事項について誓約するとともに、京都府警察本部への照会を実施するとともに、確認された情報は、今後、私が京都府と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。
  - (1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
    - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - (2) (1) のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 登録された返礼品の生産、製造、提供及び適正な品質管理体制を整備するとともに、返礼品の品質、流通、提供等において事故等の問題が生じたときや、総務大臣が定める基準などの法令に違反し損害が生じたときは、当方が全て責任を負います。
- 4 登録事業者の要件に適合しなくなった（登録後に要件が変更された場合を含む。）と判断され返礼品提供事業者の登録が取り消された場合や、返礼品の他の事業者との重複や審査の結果、返礼品に登録しないこととなった場合など、京都府が事業者又は登録返礼品の登録を取り消したとしても、一切異議を申し立てません。
- 5 返礼品の提供に当たっては、総務大臣が定める基準を満たすものを提供するとともに、運営委託事業者の指示に従います。また、返礼品の取引関係者に対して、京都府の返礼品として提供することや、返礼品の提供の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認められるときは、京都府が実地調査等を行う場合があることなどについて、あらかじめ了解を得ます。
- 6 京都府に提出した書類に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに京都府に届け出ます。
- 7 京都府及び府内市町村のPRのためのリーフレット等の同梱などを京都府が依頼した場合は、送料に変更がない範囲でできる限り協力します。

(様式第2号)

年 月 日

京都府ふるさと納税返礼品登録申請書

京都府知事 様

「京都府ふるさと納税返礼品取扱要領」に基づき、返礼品の登録を申請します。

(1) 返礼品の概要

返礼品の名称	
返礼品の提供価格（税込み・消費税及び地方消費税額・税率）	
〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇円・税率〇％）	
返礼品の画像	
※画像やパンフレット等添付すること。	
返礼品の内容・規格、原材の生産地・サービスの提供地（都道府県市町村名）	
加工業者・製造業者の名称及び所在地（都道府県市町村名）	
生産数、在庫数等の京都府への提供可能見込み数	
総務大臣が定める基準チェック（①～⑤いずれかの該当項目にチェック）	
① 京都府内において生産されているものである（5条1号）	<input type="checkbox"/>
② 京都府内において原材料の主要な部分が生産されているものである（5条2号）	<input type="checkbox"/>
③ 京都府内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものである（5条3号）	<input type="checkbox"/>
④ 京都府の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から京都府の独自の返礼品であることが明白なものである（5条5号）	<input type="checkbox"/>
⑤ 京都府内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が京都府に相当程度関連性のあるものである（5条7号）	<input type="checkbox"/>

※その他、京都府が活用する「ふるさと納税ポータルサイト」の掲載に当たって必要な項目

(2) 申請者又は返礼品を提供する登録事業者

登録事業者番号
取扱事業所名
担当者氏名（ふりがな）・電話番号・電子メールアドレス

(3) 代理申請者（運営委託事業者）

委託事業者名
担当者氏名（ふりがな）・電話番号・電子メールアドレス

※ 返礼品の登録申請に当たっては、上記と同等の内容が示されている書類又はデータの申請によって代えることができる。

(例) 返礼品を京都府が活用する「ふるさと納税ポータルサイト」に掲載するため、運営委託事業者が京都府に提出する様式、データ化して一覧表とされているもの等

お預かりした個人情報、「京都府ふるさと納税返礼品取扱要領」に定める事務にのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
--



(様式第3号)

文 書 番 号  
年 月 日

京都府ふるさと納税返礼品提供事業者又は返礼品（登録決定・申請却下・登録取消）  
通知書

（法人・団体の名称 代表者役職・氏名） 様

京都府総務部長

「京都府ふるさと納税返礼品取扱要領」に基づき、返礼品事業者又は登録返礼品の（登録を決定・申請を却下・登録を取消）します。

(1) 申請又は登録事業者情報

京都府内支社・支店・事業者等の名称、屋号又は商号
登録事業者番号
登録期間
令和〇年〇月〇日から
備考

(2) 申請又は登録返礼品情報

別添一覧表のとおり

(様式第4号)

年 月 日

京都府ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品登録(変更・廃止)届

京都府知事 様

(登録事業者名)

「京都府ふるさと納税返礼品取扱要領」に基づき、以下のとおり返礼品提供事業者又は返礼品の登録の(変更・廃止)を届け出ます。

(1) 登録事業者情報

登録事業者番号
変更内容又は廃止期日

(2) 登録返礼品情報

登録返礼品番号
変更内容又は廃止期日

※ 個人の場合、自署によらない場合は、記名・押印すること。法人・団体の場合、記名・押印すること。ただし、登録返礼品の変更又は廃止の届出については、押印不要であること。

お預かりした個人情報は、「京都府ふるさと納税取扱要領」に定める事務にのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。